

令和 8 年 2 月 6 日

都 道 府 県 看 護 協 会 } 御 中
訪問看護ステーション連絡協議会等 }

公益社団法人日本看護協会
公益財団法人日本訪問看護財団
一般社団法人全国訪問看護事業協会

訪問看護車輛における「駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関するヒアリングの実施」に係る Web アンケート調査のご協力をお願い（周知依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、訪問看護の推進及び訪問看護ステーション等へのご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定されました「規制改革実施計画」に基づき、訪問看護車輛の駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和 7 年 3 月 31 日付け警察庁丙規発第 7 号ほか。以下「局長通達」という。）により示されたところです。その後、都道府県警察により公安規則等の見直しが行われ、実運用が始まっていることと存じますが、当該実施計画においては「警察庁は、（中略）令和 6 年度は半年に 1 度程度、それ以降は当面の間、年に 1 度程度駐車許可に係る都道府県警察の遵守状況についてヒアリングを行い、参考となる不許可事例を理由とともに HP 等で公表するとともに、関係する都道府県警察を適切に指導する」こととされています。

そこで今般、別紙のとおり見直し後の実態等についてお伺いしたく、貴管下の訪問看護ステーションに対して本調査依頼状を周知いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、回答いただいた実態等をもとに、日本看護協会、日本訪問看護財団、全国訪問看護事業協会の 3 団体にて警察庁からのヒアリング対応を行う予定でありますこと申し添えます。

謹白

【本調査に係るお問い合わせ先】

公益財団法人 日本訪問看護財団 担当：大竹
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会ビル 5F
TEL：03-5778-7001（平日 9 時～17 時にお願ひします） FAX：03-5778-7009

※日本看護協会、全国訪問看護事業協会にお問合せいただいても構いません

令和 8 年 2 月 6 日

訪問看護ステーション管理者 様

公益社団法人日本看護協会
公益財団法人日本訪問看護財団
一般社団法人全国訪問看護事業協会

訪問看護車輛における「駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関するヒアリングの実施」に係る Web アンケート調査へのご協力をお願い（調査依頼）

日頃より、訪問看護の提供及び推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定されました「規制改革実施計画」に基づき、訪問看護車輛の駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和 7 年 3 月 31 日付け警察庁丙規発第 7 号ほか。以下「局長通達」という。）により示されたところです。その後、都道府県警察により公安規則等の見直しが行われ、実運用が始まっていることと存じますが、当該実施計画においては「警察庁は、（中略）令和 6 年度は半年に 1 度程度、それ以降は当面の間、年に 1 度程度駐車許可に係る都道府県警察の遵守状況についてヒアリングを行い、参考となる不許可事例を理由とともに HP 等で公表するとともに、関係する都道府県警察を適切に指導する」こととされています。

そこで今般、下記の事項についてお伺いしたく、Web アンケート調査（**10 分程で終了**）にご協力いただけますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、回答いただいた実態等をもとに、日本看護協会、日本訪問看護財団、全国訪問看護事業協会の 3 団体にて警察庁からのヒアリング対応を行い、現場の状況をお伝えする予定でありますこと申し添えます。その他、賃上げ・物価上昇対策に係る補正予算事業についても参考情報を添付しておりますので、ご確認ください（期限付き）。

記

- 1 駐車許可に関する手続は円滑に行われているか
- 2 不許可処分を受けた事例は有ったか（有る場合にはその内容）
- 3 駐車規制からの除外措置に関する手続は円滑に行われているか

こちらからも回答できます

《Web アンケート調査用 URL》 <https://forms.gle/rsZdTncv78MuWRfP6>

締切：2026 年 2 月 20 日（金）

【本調査に係るお問い合わせ先】

公益財団法人 日本訪問看護財団 担当：大竹
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会ビル 5F
TEL：03-5778-7001（平日 9 時～17 時にお願ひします） FAX：03-5778-7009

※日本看護協会、全国訪問看護事業協会にお問合せいただいても構いません

令和 8 年 1 月 23 日

警察庁丁規発第 14 号

公益財団法人日本訪問看護財団理事長 殿

警察庁交通局交通規制課長

駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関するヒアリングの実施について（依頼）
貴財団におかれましては、日頃から交通警察行政の各般にわたり、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、駐車許可及び駐車規制からの除外措置につきましては、昨年 3 月に「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和 7 年 3 月 31 日付け警察庁丙規発第 7 号ほか）等の新たな 3 本の通達を発出し、運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進しているところです。

つきましては、上記通達発出後の状況を把握するため、下記の点に関し貴財団をはじめとする関係団体様の御意見を賜りたく、ヒアリングに御対応いただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、日程（2 月下旬又は 3 月上旬頃を想定）については別途調整させていただきます。

記

- 1 駐車許可に関する手続は円滑に行われているか
- 2 不許可処分を受けた事例は有ったか（有る場合にはその内容）
- 3 駐車規制からの除外措置に関する手続は円滑に行われているか